

入会及び会費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会定款第6条から第8条までの規定により入会及び会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続き)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 入会申込書（別記様式1）
- (2) 登記簿謄本（写）
- (3) 会社の経歴書

(入会金及び会費)

第3条 会員になろうとする者は、入会金として金150,000円（うち50,000円は（公社）全国ビルメンテナンス協会入会金）を納入しなければならない。

2 会員は次の各号の一に掲げる会費を納入しなければならない。

- (1) 正 会 員 月額27,000円（うち10,000円は（公社）全国ビルメンテナンス協会会費）
- (2) 賛助会員 月額 5,000円

(納入方法)

第4条 会費の納入は、四半期払いとし、協会が指定する期日に、協会の銀行口座に振り込むものとする。

(規程の変更)

第5条 この変更は、理事会において出席理事の3分の1以上の同意を得なければ、これを変更することができない。

附 則

この規程は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年3月7日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年12月27日から施行する。
- 2 旧規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。